

熊取町議会委員会会議録

議会運営委員会

令和7年5月9日開催

熊取町議会

目 次

〔議会運営委員会（5月9日）〕

議長の辞職について	1
その他	1

〔議会運営委員会（5月9日）〕

令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営について	3
その他	4

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年5月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹		

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局 議会事務局長 木村直義 書記 阪上高寛

付議審査事件

- 1) 議長の辞職について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。本日は、令和7年4月30日に河合弘樹議長から辞職願が提出されたため、参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は議会の提出案件のみでありますので、理事者の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「9時45分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の案件、議長の辞職についての件を議題といたします。

令和7年4月30日に熊取町議会河合弘樹議長から、一身上の都合により令和7年5月15日をもって議長を辞職したい旨、議会会議規則第97条第1項の規定により辞職願が提出されました。

同規則同条第2項の規定により、議長の辞職について議会に報告し許否を決めるため、地方自治法第101条第2項に基づき、議長から臨時会の招集を請求したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、令和7年第1回熊取町議会臨時会の招集を町長に請求することに決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）以上で議長の辞職についての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「9時46分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和7年5月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	大林隆昭	委員	渡辺豊子
	議長	河合弘樹		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。本日は、議会からの提出議案、議長の辞職についてを議会に付すべき事件として招集される令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本臨時会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、令和7年第1回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。

順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、下段の行政報告事項についてでございます。

損害賠償に関する専決処分報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により2件の報告をするものでございます。

次に、上段の報告案件についてでございます。

1件目の税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、地方税及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を得るものです。

2件目の令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきましては、資本的支出の総額に3,615万7,000円を追加するものです。補正内容は、令和6年度公共下水道事業

債過充当分の繰上償還に係る経費でございます。

2ページをご覧ください。

続きまして、予定議案について説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、大上明子氏の辞任に伴い、その補欠委員として根来和男氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上で、令和7年第1回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これで本臨時会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本臨時会の会期についてを議題といたします。

会期については、日程表（案）のとおり、5月15日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期については5月15日の1日間といたします。

次に、本臨時会に提出されております議案については、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

以上のとおり、令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君）それでは、本臨時会に議会から提出する議案、議長の辞職について、議会事務局長から説明をお願いします。木村議会事務局長。

議会事務局長（木村直義君）失礼いたします。

議会議事規則第97条第1項に基づきまして、令和7年4月30日付で河合弘樹議長から辞職願が提出されました。

同規則同条第2項の規定により、議長の辞職につきましては議会に報告し、議会の許可を得て辞職することができることとなっておりますので、本臨時会の本会議で討論を用いずにその許否を決めていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）この議案について質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

委員長（坂上昌史君）以上で令和7年第1回熊取町議会臨時会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時05分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史